

総務委員会委員長報告書

令和8年3月24日

総務委員会に付託されました議案5件について、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、議案第2号「専決処分の承認を求めることについて（令和7年度流山市一般会計補正予算（第5号）」について報告します。

本案は、国の物価高騰に係る交付金及び補助金を活用して実施する、こども1人につき2万円を支給するための経費や、市民におこめ券を配布するための経費、水道の基本料金を免除するための経費、学校給食の食材購入に関する経費について、特に緊急を要したため、令和8年1月9日付けで、令和7年度流山市一般会計補正予算第5号について専決処分したので、その承認を求めるもので、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ2億2,472万8千円を追加し、補正後の予算総額を9億2,474万2千円とするものです。

審査の過程における討論として、

1 1点要望し、賛成の立場で討論する。

令和8年に入っても物価が高止まりし、食料品や光熱費など生活必需品の値上がりが家計を直撃している。先進自治体の取組を率直に学び、我が党が要望したおこめ券の配布、給食費の負担軽減、水道料金の減免がやっと盛り込まれた。今後は、市民要望に早期に対応した施策を求める。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり承認すべきものと決定しました。

次に、議案第3号「専決処分の承認を求めることについて（令和7年度流山市一般会計補正予算（第6号）」について報告します。

本案は、令和8年2月8日の衆議院議員総選挙に係る経費について、特に緊急を要したため、同年1月19日付けで、令和7年度流山市一般会計補正予算第6号について専決処分をしたので、その承認を求めるもので、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ8,494万7千円を追加し、補正後の予算額を9億2,492万9千円とするものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり承認すべきものと決定しました。

次に、議案第4号「令和7年度流山市一般会計補正予算（第7号）」に

ついて報告します。

本案は、歳出では、令和8年度に予定していた小学校の校舎改修など、教育環境の整備を前倒しで行う経費等を追加し、歳入では、前倒しに伴う国庫支出金や地方債を追加するなど所要の補正を行うもので、既定の歳入歳出予算にそれぞれ22億7,084万7千円を追加し、補正後の予算総額を947億6,321万6千円とするものです。

審査の過程における討論として、

1 2点要望し、賛成の立場で討論する。

本補正予算は、補正額22億7,084万7千円を計上し、総額を947億6,321万6千円とするものである。内容を精査すると、市民生活の基盤を支える福祉施策、子育て支援、教育環境整備、さらには都市基盤整備に至るまで、多岐にわたる重要施策に対応するものであり、現状に即した補正であると評価する。

まず、障害者自立支援給付事業について、介護給付・訓練等給付費の増額は、制度の安定運営を図る上で不可欠なものである。利用者の増加や支援ニーズの多様化が背景にあるものと考えますが、これは本市において障害福祉サービスが必要とされ、実際に活用されている証左でもある。今後も利用者の増加が見込まれる中、必要な方に必要な支援が確実に届く体制を維持・強化していくことを求め、本増額は妥当な措置であると考えます。

次に、私立保育所等運営補助事業については、国・県の補助基準額改定への対応、保育士等の処遇改善、物価高騰への対応などが主な要因であると理解する。子育て世代の流入が続く本市において、保育の質と量を確保することは最重要課題の一つである。市の負担増が一定程度生じるとしても、将来への投資として適切な支出である。

次に、初石駅施設整備事業については、自由通路及び橋上駅舎の完成により、地域の利便性が大きく向上した。減額補正は事業費確定に伴う整理であり、財政規律の観点からも妥当なものである。東口駅前広場の整備、西口駅前広場の今後の計画についても、地域住民の声を踏まえながら着実に進めていただきたい。

次に、ICT学習空間整備事業について、電子黒板の整備やネットワーク環境の改善は、こどもたちの学びの質を大きく向上させるものである。視覚的理解の促進、双方向型授業の実現、個別最適な学びへの対応など、多くのメリットが期待される。ネットワーク環境の安定化も、今後の教育活動に不可欠であり、本補正は未来への投資であると評価する。

次に、小学校校舎等リニューアル事業について、江戸川台小学校及び東

小学校のリニューアルが着実に進められていることは大いに評価する。老朽化対策のみならず、学習環境の向上、安全性の確保という観点からも極めて重要な事業だが、国庫補助金の採択状況や財源制約により、全ての小学校を同時にリニューアルすることが困難である現実も理解する。それでもなお、こどもたちの心情を思えば、「なぜ自分たちの学校はまだなのか」という思いを抱かせない配慮が必要である。全面改修が段階的にならざるを得ないとしても、例えばカーテンの更新や内装の一部改修など、比較的早期に実施可能な整備から順次着手することで、学校間の体感的な格差をできる限り縮小する努力を強く求める。こどもたちは、与えられた環境の中で日々学び、成長しているからこそ、行政はその環境を少しでも良いものにしていく責務がある。本事業がその確かな一歩となることを期待する。

以上、本補正予算は、市民生活の安心と未来への投資を両立させるものであり、全体として妥当かつ必要な措置であると判断する。

2 2点要望し、賛成の立場で討論する。

本補正予算は、国の交付要綱改正に伴う基準額の見直しや、事業実績に応じた精査、さらには国補正予算を活用した教育環境整備の前倒しなど、いずれも必要性和妥当性が確認できる内容となっている。

重層的支援体制整備事業交付金の減額については、国基準の変更によるものであり、事業内容やサービス内容が変わらないことを確認した。今後も重層的支援のサービス内容が低下しないことを要望する。

国際交流基金積立事業は、寄附金と利子を適切に積み立て、今後の国際交流事業の安定的な推進に資するものである。平和施策に来年度から基金が運用されることは評価する。

ひとり親家庭等生活向上事業の減額は、中学1年生の申請件数が少なかったことによるものであり、必要な方に確実に届く周知の強化を求める。

自転車ネットワーク整備の推進、交通事業者への燃料価格高騰対策支援金の計上はいずれも市民生活の安全・利便性向上に資するものである。

また、ICT学習空間整備事業では、国補正予算を活用し、中学校電子黒板の前倒し整備と小中学校ネットワーク環境の改善が図られ、教育現場のICT活用を大きく前進させるものである。小学校のバリアフリー化や安全対策工事も、児童の安全確保に不可欠な投資と認める。

以上より、本補正予算は、市民生活の安定、教育環境の充実、行政運営の効率化に資する内容であり、財政的にも適切であると判断する。

3 4点指摘し、反対の立場で討論する。

1つは、歳入で個人市民税現年課税分追加が4億円もあり、増収が続いているので、市民への福祉、教育、医療、また困窮する市民生活への積極的対策を図るよう求める。

2つは、本補正予算では、強い市民要望であり、我が党も求めてきた教育施設への老朽化対策・リニューアル工事が大きく前進するので、引き続き対応していただきたい。

3つは、生活保護をめぐる裁判では、我が党は、原告とともに運動を広げてきた。基準引下げを進めた国を断罪した原告勝利判決により、一部支給の目途がたった。この判決を見ることなく永眠された原告団の方には、心より哀悼の意と敬意を表す。さらには政府に対し、制度を改正し全額を遡及するよう、改めて求める。また、支給資格があるのに連絡すらせず支給枠を狭くしようとしていることは許せない。過去のデータがあるのだから住所が不明でもお知らせすべきと強く指摘する。

最後に、通称いぎきロード2工区の地元説明会が2月28日に開催され、懸念や異論が相次いだ。市民要望もなく、市長が押し付ける大型公共事業はそもそも不要不急だが、明確に事業の回遊性と安全性について地元住民から否定する声がある以上、ストップすることが民主主義であるし、市民参加条例を持つ本市の取るべき判断だと強く指摘するとともに、改めていぎきロードは中止・凍結すべきである。

がありました。

採決の結果、5対1をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第6号「流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」について報告します。

本案は、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律によるマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴い、引用条文の整理を行うものです。

審査の過程における討論として、

1 反対の立場で討論する。

建替え決議要件の緩和はやむを得ないが、建替えに参加しない反対少数者への生活や居住の権利の擁護、経済的に厳しい世帯の居住権、契約期間が残っている貸借人の生活権の保護に支障となる懸念や恐れが払拭できない。

がありました。

採決の結果、5対1をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第5号「流山市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について」について報告します。

本案は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による行政手続法の一部改正に合わせ、聴聞及び弁明の機会の付与の手続に係る公示送達を、インターネットによる公表を前提とした方法に見直すものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上